

令和元年度地域課題解決型起業支援事業についてのFAQ

No.	分類	質問	回答
1	対象要件	事業が地域課題に該当するか教えてください。	事業が地域課題に該当するか否かは、事業計画書等から総合的に判断します。地域課題は、具体例として、地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買い物弱者関連などを想定しています。
2	対象要件	地域再生計画とは何でしょうか。	以下のURLを参照してください。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai51nintei/plan/a005.pdf
3	対象要件	道外で事業を営んでいる者です。申請日までに廃業届を提出した上で、道内で起業する場合は対象になりますか。	申請日時点において事業を営んでいない者が、事業期間内に北海道に居住し、開業届を提出して事業を行う者に該当する場合は対象となり得ます。様々なケースが考えられますので、事前に事務局へお問合せください。
4	対象要件	公募開始日以降に法人設立しましたが、申請者は法人名義でしょうか。	個人名で申請してください。 なお、法人を設立する場合、補助金支払いは法人名義の口座となります。
5	対象要件	代表が複数名の合同会社を設立します。申請者は事業を営んでいませんが、他の代表は事業を営んでいます。この場合は対象となるでしょうか。	対象となりません。
6	対象要件	個人事業主が法人成りをする場合は対象となるでしょうか。	対象となりません。
7	経費全般	その他知事が認める経費を計上したい場合はどのようにしたらよいですか。	個別相談となりますので、申請前に必ず事務局にご相談ください。
8	経費全般	計上できる経費の期間について教えてください。	交付決定は8月下旬以降を予定しています。その場合、事業期間は最長1月20日までの約5か月間です。 なお、現時点で交付決定日は未定ですので、9月以降になる可能性もあります。
9	経費全般	交付決定された経費については、必ず補助金が交付されるのでしょうか。	交付決定された経費について、補助金の交付が約束されたわけではありません。実績報告において、交付申請時の事業計画に沿って事業を行ったこと、その事業に係る経費の必要性及び妥当性、支払証拠資料等を確認した上で補助金の交付を行います。
10	補助金の重複	本補助金と他の補助金等を重複して受給することは、可能でしょうか。	他の補助金等を併給する場合、対象経費を重複して計上することはできません。また、対象経費が重複しない場合でも、起業を支援する目的で、かつ、国費が財源である補助金等は、事業年度が異なっている場合でも重複して受給することはできません。一例として、地域おこし協力隊の起業に係る補助金を本事業の補助金と重複して受給することはできません。 補助金等を重複して受給しようとする申請者は、その補助金等の財源を担当部署に問い合わせた上で、事務局へ事前にご相談ください。
11	店舗等借料	店舗賃料について質問です。 対象月の前月25日払いで、交付決定日が8月20日である場合の対象経費を教えてください。 (例：事業期間が令和元年8月20日～令和2年1月20日の場合)	令和元年7月25日に支払う令和元年8月分賃料については、交付決定日前に支出しているため全額対象外です。 令和元年8月25日に支払う令和元年9月分賃料については、対象となり得ます。 令和元年12月25日に支払う令和2年1月分賃料については、1月20日まで日割り計算（円未満切り捨て）で対象となり得ます。 令和2年1月25日に支払う令和2年2月分賃料については、事業期間完了後に支出しているため全額対象外です。
12	店舗等借料	自宅兼事務所で事業を行っており、賃借料の30%を事務所の経費として税務申告しています。 本補助金でも同額を店舗等借料として対象経費に計上できますか。	税務上の損金に計上できる場合でも、本補助金の対象経費となるとは限りません。本補助金の対象経費については、募集要項等でご確認ください。
13	設備費	外装工事・内装工事はすべて計上できますか。	店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用は対象ですが、不動産の購入に該当する場合は対象外です。詳細は募集要項をご確認ください。 交付申請時点で対象経費であるか判断できない場合がありますが、その場合は、実績報告時に現物や経理処理等を確認した上で補助対象となるか判断します。
14	設備費	会計ソフトの購入費は対象となりますか。	会計ソフトについては、様々な業種で使用されているソフトであり、一般事務用ソフトウェアに該当するため対象外です。
15	設備費	会計ソフトのライセンス費用は対象となりますか。	上記の考え方より、対象外です。
16	借料	レンタカー費用は対象となりますか。	営業用車両のリース料は対象となり得ますが、旅費に相当するレンタカー費用は対象外です。
17	謝金	交付申請時において、見積書以外にどのような資料が必要でしょうか。	予定する実施内容（要する時間や日数、スケジュール、成果物等）がわかるものを用意してください。
18	謝金	専門資格を活かした事業（例.士業）で申請する予定です。他の同業者へ業務代行を依頼する場合に支払う謝金等は対象となりますか。	事業の代行に係る費用や申請者のスキルアップのための費用に相当するものは対象外です。
19	謝金	謝金支払時に源泉徴収するのを忘れてしまいました。	源泉徴収義務がある場合は、義務を履行しなければ補助金を交付できません。管轄の税務署に対応方法を確認し、確実に義務を履行してください。
20	旅費	出張のついでに実家に寄りました。この場合の旅費の扱いはどうなりますか。	本補助金で交付できる旅費は、交付申請時の事業計画に沿って発生する旅費のみです。したがって、経済的合理性が明確に説明できない旅費については対象外となります。
21	旅費	航空券の半券とはどのようなものですか。	飛行機に搭乗する際に受領する券です。eチケットのように搭乗前に発券されるものではありません。半券が用意できない場合、航空会社から領収書を取得してください。
22	旅費	朝食代がわかりません。	朝食は対象外経費ですので、朝食付きでないところ又は朝食付きの場合は朝食代がわかるところに宿泊してください。
23	外注費	交付申請時において、見積書以外にどのような資料が必要でしょうか。	予定する実施内容（要する時間や日数、スケジュール、成果物等）がわかるものを用意してください。
24	外注費	対象外経費に記載されていないものは対象になるのでしょうか。	対象となる経費および対象外となる経費は一部の例示の記載です。判断に迷う場合は、事務局へご確認ください。
25	外注費	北海道の農産物・海産物をネットで販売する事業で起業します。 ショッピングサイト付きのHP作成費は対象になりますか。	原則、外注費として対象となります。 ただし、ゲーム・コンテンツ・機能をWEB上で提供し、それを利用する顧客へのサービスの提供・課金がWEB上で完結するなど、販売する商品の製作まで外注に含む場合のWEBサイト製作費は対象外です（募集要項p.11（11）外注費を参照）。

26	外注費	外注費の計上に上限はありますか。	委託費のように補助対象経費総額（税抜）の2分の1までという上限はありません。ただし、外注費の金額が過大である等、事業の主体性が申請者に認められない場合は、補助対象外となる可能性があります。
27	委託費	交付申請時において、見積書以外にどのような資料が必要でしょうか。	予定する実施内容（要する時間や日数、スケジュール、成果物等）がわかるものを用意してください。
28	委託費	2者以上から見積を取る際に、気を付けることはありますか。	金額が過大である場合等、補助金の交付先としてふさわしくない等の観点を踏まえて、見積の取得先を選定してください。また、委託する可能性のない先から見積を取得することのないようにしてください。
29	マーケティング調査費	交付申請時において、見積書以外にどのような資料が必要でしょうか。	予定する実施内容（要する時間や日数、スケジュール、成果物等）がわかるものを用意してください。
30	広報費	名刺の作成費は対象になりますか。	事務消耗品としての要素があるので対象外です。
31	広報費	パンフレットやチラシ等の数量の把握はどのようにしたら良いですか。	表計算ソフトなどで管理してください。配布日、配布先、配布数、残量の記録をつけておいてください。
32	その他	ヒアリング審査はいつ頃、どこで行う予定でしょうか。	ヒアリング審査は8月中に実施する予定です。 場所については、申請状況等を踏まえて決定します。